

【栃木県】

所管課室等	指導事項等	対応策
<p>地域振興課 担当：中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924</p>	<p>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、壬生町総合政策課に確認してください。</p>	<p>届出不要であることを確認済み。</p>
<p>県民協働推進課 担当：菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121</p>	<p>午後11時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いします。</p>	<p>深夜時間帯には、青少年に対して、条例第48条第3項に基づく帰宅奨励を行います。</p>
<p>環境保全課 担当：前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138</p>	<p>・3000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課(0285-22-4309)と協議してください。 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要）</p>	<p>・3000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合は、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出を行います。</p>
<p>資源循環推進課 担当：高久 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。  ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>○栃木県資源循環推進計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。  ○栃木県食品ロス削減推進計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。</p>

<p>交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>新たな店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をいたします。</p>
<p>道路整備課 担当：栗田 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし</p>	
<p>道路保全課 担当：相馬 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>意見なし。</p>	
<p>上下水道課 担当：大木 TEL:028-623-2507</p>	<p>汚水処理計画及び雨水処理計画については、壬生町担当課と協議してください。</p>	<p>汚水処理計画及び雨水処理計画については、壬生町担当課と協議します。</p>
<p>都市政策課 担当：越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt; ・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、栃木土木事務所保全管理課と協議してください。 （協議先：栃木土木事務所保全管理課 0282-23-3435） ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、壬生町都市計画課と協議してください。 （協議先：壬生町都市計画課 TEL0282-81-1854）</p> <p>&lt;開発指導担当&gt; ・都市計画法第29条の開発許可の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。 （協議先：栃木県都市政策課 028-623-2466）</p> <p>&lt;計画担当&gt; ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、壬生町都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：壬生町都市計画課 TEL0282-81-1853） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。</p>	<p>・壬生町都市計画課へ10/8提出済。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、壬生町都市計画課と協議します。</p> <p>・事前協議済。大きな切土、盛土がなければ開発許可不要である事を確認 協議日 2022年6月27日 協議先 都市計画課（現都市政策課） 鹿倉様</p> <p>・壬生町都市計画課に駐車場法について確認しております。</p> <p>・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じます。</p>

	<p>&lt;盛土安全推進班&gt;          現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。          そのため、令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年4月1日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。          なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。          （相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p>	<p>&lt;盛土安全推進班&gt;          令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年4月1日時点で工事を継続している計画である場合は相談します。</p>
都市整備課 担当：鈴木 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477	指導事項等特にありません。	
建築課 担当：山下 TEL:028-623-2514 FAX:028-623-2489	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木土木事務所建築指導担当（TEL：0282-23-3748）と協議願います。なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。	・建築基準法、省エネ法、バリアフリー法においては、日本ERI(株)宇都宮支店に審査提出済。 担当者：佐野様。 建築基準法・バリアフリー法：10/2提出 省エネ法：10/7提出 ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 栃木土木事務所に10/8提出済。 ・建設リサイクル法 工事着工前に栃木土木事務所に提出予定。
警察本部交通規制課 担当：金子・鈴木 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	令和6年8月28日、事前協議終了。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議いたします。
経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	店舗名称確定後、遅滞なく変更届出書を提出します。

【壬生町】

所管課室等	指導事項等	対応策
商工観光課	特定計量器を取引や証明に使用する場合は、検定証印又は基準適合証印が付されているものを購入してください。また、定期検査を受検してください。 担当：栃木県計量検定所	特定計量器を取引や証明に使用する場合は、検定証印又は基準適合証印が付されているものを購入いたします。また、定期検査を受検いたします。
学校教育課	近辺に壬生小学校があり周辺が通学路になっているため、児童の通行が非常に多い場所になります。登下校時間の車両通行にご配慮いただき、工事期間中や営業時においても事故の無いよう、交通安全対策をお願いいたします。	登下校時間の車両通行に配慮し、工事期間中や営業時においても事故が無いよう、安全対策に努めます。
都市計画課	駐車場法の対象となる駐車場である場合は、本法に基づき適正に対応するとともに、本法の設置届対象路外駐車場である場合は届出等の必要な手続きを行ってください。 (当該事務担当：都市計画課都市計画係)	届出不要である事を確認しております。
都市計画課	屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例に基づき、適正に対応するとともに、許可申請等の必要な手続きを行ってください。 (当該事務担当：都市計画課都市計画係)	屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例に基づき、適正な対応をするとともに許可申請について、都市計画課都市計画係と協議します
生活環境課	無し。	
総合政策課	無し。	
総務課	無し。	
水道課	無し。	
下水道課	無し。	
建設課	無し。	